

令和8年度地方税制改正の概要について

1 個人住民税

(1) 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額について、74万円（現行65万円）に引き上げ

（注）令和9年度分の個人住民税から適用

(2) ひとり親控除の拡充

ひとり親控除の控除額について、33万円（現行30万円）に引き上げ

（注）令和10年度分の個人住民税から適用

(3) ふるさと納税制度の見直し

個人住民税の特例控除額について、193万円（給与収入1億円相当）を上限として新たに設定

（注）令和9年寄附分から適用（令和10年度分の個人住民税から適用）

2 軽自動車税

環境性能割の廃止 ※

- 軽自動車税環境性能割は、令和8年3月31日をもって廃止する
- 環境性能割廃止による地方税の減収分は、国の責任で安定財源を確保する（令和8年度の減収については、地方特例交付金により全額を補填する）